

各居宅サービス事業所の長 殿

青森県健康福祉部高齢福祉保険課長
(公 印 省 略)

居宅サービス提供対象外となる「施設」の判断基準について

介護保険法においては、「訪問介護」等の居宅サービスは、「居宅」と「軽費老人ホーム、有料老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設における居室」において行われることとされているところであるが、実質的に「施設」に該当するものは、厚生労働省令で定める軽費老人ホームと有料老人ホームを除き、「居宅」に含まれないとの解釈通知が厚生労働省から発出されているところです。(平成14年3月19日厚生労働省老健局介護保険課・振興課連名の事務連絡)

県としては、これまで、集団指導等での指導や監査等を通して周知してきたところですが、今般、改めて居宅サービスの適正実施を図る観点から、居宅サービス提供対象外となる「施設」の判断基準を下記のとおり定めましたのでお知らせします。

なお、当該基準に該当する「施設」入居者に対して、居宅サービスを提供している実態が監査で確認された場合は、厳正に対処することとしていますので十分留意してください。

記

【居宅サービス提供対象外となる「施設」の判断基準】

当該建物の入居者に対して、日常生活上の何らかの世話（入浴介助、食事介助、身体介助、生活援助（掃除・洗濯・買い物）、食事提供（自施設調理提供・外部発注問わず）、健康管理、病気等急変時の援助）を行うことを内容とする契約形態にあり、かつ、65歳以上の高齢者を1人以上入居させている共同生活様住宅建物。